第 百 号 議 案

都 と特別 区 及び 特 别 X 相 互 間 0) 財 政 調 整 K 関 す る条 例 0) 部 を改 正 する条例

右 0) 議 案を提 出 す る。

令 和 元年六月四 日

出 者 東 京 都 知 事 小 池 百

合

子

提

都 と特別 X 及び 特 别 X 相 互 間 0) 財 政 調 整 に 関 する条例 0) 部を改正 する 条例

都 十二条第一 と特別 X 及び 項 中 特 別 及び X 相 航空機 互 間 0) 燃 財 料 政 調 譲 整に 与 税 関 法 す 昭 る 条例 和 几 +昭昭 七 年 和 法 几 律第十三号)」 十三年 東京都条例第十五号) を 航空機 燃 0 料 部 譲 を次の 与 税法 ように 昭 和 几 改 +正 す 七 る。 年

律 第十三号) 及び 森 林 環境 税 及び 森林環 境譲与税に関する法律 (平成三十一年法律第三号) 」 に、 及び航空機 燃料 譲 与 税

を 航空機 燃 料 譲 与 税及び 森林環境讓与稅 の <u></u> に改め、 同 条第二項の表十三の項の次に次のように加える。

+ 兀 林 環 境 譲 与 税 年

前三 度に 譲与され た譲 与税 0)

額

别 表 0) 部 八 0) 款 3 0) 項 中 「一三、三五六円」 を 「一三、三六三円」 に 改め る。

附 則

施 行 期 H 等)

1 この 条例 は、 公 布 0 H か 465 施 行 この 条 例 に よる改 Œ 後 0) 都と特 别 区 及び 特 别 X 相 互. 間 0) 財 政 調 整に 関 す る条 例 以

新 条例」 とい う。 0) 規 定 は、 平 成三 +年 度 0 都 と 特 别 X 及び 特 别 X 相 互 間 O財 政 調 整 か 5 適 用 する。

都 と特別区 一及び 特 别 X 相 互 間 0) 財 政 政調整 に 関 す る 条例 0) 部 を改正 する 条 例 0) 部 改

2 都と特 别 区 及び 特 别 X 相 互. 間 0) 財 政 調 整 K 関 す る条例 0 部 を改正 する 条例 平 成 + 九年 東 京都 条例 第八 十 号) 0 部 を

正

次 のように改正する。

第

百

三号 議 案 都 と 特別 X 及び特 别 X 相 互. 間 0 財 政 調 整に 関する条例 0) 部を改正する条例

№則第九項中「)第二条」を「)第二条第一項」に改める。

3 と特 別区 一 及 び 特別 区 相 互. 間 0) 財 政 調 整に 関 す Ź 条 例 0) 部 を改正する条例 (平成二 + 九年 東京都条例第十三号) 0) 部

を次のように改正する。

和二 は、 第三条のうち、 十五 第 法 人の 五 年政令 十七 行う 条 の二の 事 第二百 第三条第 業に対する事業税 六第 几 十五号) 項 項に規定する標準 0) 第五十七条の二 改正規定中 0) 収入額 事 K 税 相当する額から当該 0) 率 業税の収入額」 四 超 過率を乗じて得 を 「同令第三十五 の 下 に 一 額に た額を控 地 条の (標準 方税法施 兀 除 -税率を超える税率で事業税 0) Ŧī. た 行令 額) 13 改 昭昭 める。 を 和二十 加 え、 · 五 年 地 政 方 を課す 令 税 第二 法 施 百 る 行 令 几 場 + 合 昭 13 Ħ.

附 則 第 項 第二号 中 「平成三十二年四 月 日 を 令 和 二年 匹 月 H 13 改 め

附 則 第 三項 中 平 成三十二年 度 を 「 令 和二 年 度 K 改 める。

と 第 和 13 元年 Ŧ. 納 + 付 収 十月 七 第 さ 入額 匹 れ 条の二 項 た 13 法 中 日 0) 人 か と 平 兀 0) 5 ·成三十二年度」を「令和二年 行う 0) あ 令和 規 る 事 定による率」とある 0) 二年三月三十 業に は 「収入額 対する事 (令和 業税 日 1までの 元年十 0) 0) 収 は 度 入 間に納付された法人の行う事 収 月 額を含む。 に、 入額 Н から令和二年三月三十 「収入額に (平成三十一年十 に 百 分の二・ 地 方税 月一 法 四 施行 業に対する事 日 日 を か 令 まで 5 収 平成三十二年三月三 昭 0) 入 和二十五年政令第二 間 額 ,業税 13 納 とある 0) 付 収 され 入額を た法 0) $\overline{+}$ は 含 百 人 0 日 収 几 行う 入 ま + 額 で 五. 事業 0) 令

K 対 する 事 業 税 0) 収 入 額 を含 む。 に に改 \Diamond る。

則第

五.

項

中

平

成三十三年度」

を

「令和

三年

度

に、

額

を

額

を統計

法

に

改

め

則 第 六六項 中 平 成三十 · 四 年 度 を「令 和 兀 年 度 に、 額 をし を 有額 を 統計 法 に 改 ふめる。

則 第 八 項 中 平 成三十二年 度から平 ·成三十 几 年度まで」 を 令 和二年 度 から 令 和 几 年 度 (まで」 に 改

(経過措置)

4 税 平 0) 額 成三十一年 لح あ る 0) 度から は、 令 東京都 和三年 規則で定めるところにより算定した額」 度までの各年 度に 限 り、 新 条例第十二条第二項 と読 み替えるも 0 表 + 几 のとする 0 項 中 前 三年 ・度に 譲 与さ n た 譲 与

第百

令第十六号)の改正等に伴い、 地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成三十一年政令第八十七号)の施行による地方自治法施行令(昭和二十二年政 交付金総額、 基準財政収入額の算定方法及び基準財政需要額の単位費用を改めるほか、 規定を

整備する必要がある。

(提案理由)

 \equiv